

ビオラ川崎施設利用料金

平成30年4月現在

ユニット型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	636 単位	703 単位	776 単位	843 単位	910 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	55 単位/1日	61 単位/1日	67 単位/1日	72 単位/1日	78 単位/1日
看護体制強化加算(Ⅰ)口	4 単位/1日	4 単位/1日	4 単位/1日	4 単位/1日	4 単位/1日
栄養マネジメント加算	14 単位/1日	14 単位/1日	14 単位/1日	14 単位/1日	14 単位/1日
精神科医療養指導加算	5 単位/1日	5 単位/1日	5 単位/1日	5 単位/1日	5 単位/1日
サービス提供体制加算	6 単位/1日	6 単位/1日	6 単位/1日	6 単位/1日	6 単位/1日
単位数合計	720 単位/1日	793 単位/1日	872 単位/1日	944 単位/1日	1017 単位/1日
サービス利用にか かる自己負担額①	1割負担	771 円	850 円	934 円	1,011 円
	2割負担	1,542 円	1,700 円	1,868 円	2,022 円

口腔衛生管理体制加算	30 単位/1ヶ月	30 単位/1ヶ月	30 単位/1ヶ月	30 単位/1ヶ月	30 単位/1ヶ月
サービス利用にか かる自己負担額②	1割負担	32 円	32 円	32 円	32 円
	2割負担	64 円	64 円	64 円	64 円

※地域加算(×10、72)が含まれます。※加算項目の増減により、料金は変わります。

	対象者	食費③	居住費④
第一段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	300 円	820 円
第二段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390 円	820 円
第三段階	市民税非課税世帯の方で上記第2段階以外の方	650 円	1,310 円
第四段階	上記以外の方	1,870 円	2,600 円

1日に掛かる自己負担額合計(①+③+④) (※食費内訳:朝食350円 昼食870円 夕食650円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,891 円	1,970 円	2,054 円	2,131 円	2,210 円
第2段階	1,981 円	2,060 円	2,144 円	2,221 円	2,300 円
第3段階	2,731 円	2,810 円	2,894 円	2,971 円	3,050 円
第4段階: 1割負担	5,241 円	5,320 円	5,404 円	5,481 円	5,560 円
第4段階: 2割負担	6,012 円	6,170 円	6,338 円	6,492 円	6,650 円

1ヶ月にかかる費用(④×30日+②)※②の口腔衛生管理体制加算は、負担割合に応じた自己負担が毎月掛ります

30日	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	56,762 円	59,132 円	61,652 円	63,962 円	66,332 円
第2段階	59,462 円	61,832 円	64,352 円	66,662 円	69,032 円
第3段階	81,962 円	84,332 円	86,852 円	89,162 円	91,532 円
第4段階: 1割負担	157,551 円	159,632 円	162,152 円	164,462 円	166,832 円
第4段階: 2割負担	180,424 円	185,164 円	190,204 円	194,824 円	199,564 円

介護保険給付対象外料金

項目	内 容	利用料金
おやつ等	ご希望により、コーヒー、紅茶、及びおやつにかかる費用です。	150円/日
特別な室料	ご希望により、東側、南側に面した日当たりがよく見晴らしの良いお部屋に対する室料です。	200円/日
日常生活上必要な諸費用	ご希望により、歯ブラシやティッシュ等の日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	ご希望により、レクリエーション、クラブ活動参加費として材料費相当額をご負担頂きます。	実費相当額
理美容にかかる費用	ご希望により、提携している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	業者が設定する額

様の入所時の要介護: 負担限度額: 段階 負担割合証: 割

1ヶ月の自己負担額料金は 約 円です。

【 加算に関して 】

※入院又は外泊時の費用について(該当者のみ)

要介護状態区分に関わらず、入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度として1日につき246単位掛ります。また、月をまたがる場合は最大で連続12日間を上限とします。

※初期加算費用について

施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限り、1日につき30単位掛ります。また、30日を越える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。

※療養食加算について(該当者のみ)

医師の発行する食事箋に基づく糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風食及び特別な検査食により食事の提供が管理栄養士によって管理されている場合は、1日に3食を限度として、1食を1回として1回6単位掛ります。

※サービス提供体制強化加算

常勤職員が75%以上配置により、1日6単位掛ります。

※看護体制加算

常勤看護師が1名以上配置により、1日4単位掛ります。

※精神科医療養加算について

精神科医師による月2回以上の療養指導が行われています。1日5単位掛ります。

※栄養マネジメント加算費用について

常勤の管理栄養士を中心に関連職種が共同して、入居者ごとに栄養状態を踏まえた栄養ケア計画を作成し、栄養ケアを実施します。1日につき14単位掛ります。

※夜勤職員配置加算

介護が困難な者に対する質の高いケアを実施する観点から、基準を上回る夜勤職員の配置をした場合は1日につき18単位掛ります。

※口腔衛生管理体制加算

介護職員が入居者に対して計画的な口腔ケアを行う事ができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の介護職員に対して、入居者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等をおこなっている場合は1月に30単位掛ります。

※食費について

第4段階に該当する入居者の食事についての内訳は、朝食350円、昼食870円、夕食650円と分かれています。

※経口維持加算(Ⅰ)(該当者のみ)

経口摂取する方で誤嚥の危険性が認められる入所者に対して、経口維持計画書を作成し、各専門職がて、栄養管理を行った場合に、1ヶ月につき400単位掛ります。

※経口維持加算(Ⅱ)(該当者のみ)

経口維持加算(Ⅰ)に、歯科医師又は歯科衛生士が計画に参加し、共同して栄養管理を行った場合に、につき100単位掛ります。(Ⅱ)の該当者は(Ⅰ)の算定が前提となります。

※看取り介護加算(Ⅰ)

医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断し、家族が説明を受けた上で同意し、施設内で看取った場合には、死亡日30日前～4日前に1日144単位、死亡日前々日、前日に1日680単位、死亡日に1日1280単位掛ります。